

石川県立金沢伏見高等学校

令和8年度 いじめ防止基本方針

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条より）

* 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(1) 留意点

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ウ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条(※注1)に基づく『いじめ問題対策チーム』を活用して行う。
- エ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- オ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- カ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- キ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

(2) いじめの様態

冷やかしの、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言う、仲間はずれ、無視、ぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る、金品のたかり、金品を隠す・盗む、物を壊す・捨てる、嫌なことや恥ずかしいこと・危険なことをする・させる、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒に深刻な人権侵害を及ぼす。その健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与える。その生命や心身に重大な危険を生じさせる。

本校では、すべての生徒および教職員・保護者等が、いじめは、潜在していることを共通認識し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させ、また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒に持たせることを通していじめを許さない学校づくりを推進する。

生徒が、安心安全に学校生活を送れるよう、校長をトップとする『いじめ問題対策チーム』を常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進し、警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進し、学校全体でいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に、組織的に取り組む。

3 「いじめ問題対策チーム」の設置・役割

(1) いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処を行うため常設する。

学期ごとに1回は会議を行う。また、いじめに関する事案があった場合には、緊急に会議を行う。

(2) 構成員：学校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・教育相談主任・養護教諭・

学年主任（1年・2年・3年）・スクールカウンセラー

(3) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割

(4) いじめの相談・石川県教育委員会や関係機関への通報の窓口としての役割

(5) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有を行う役割

(6) いじめを察知した場合には、情報の共有、迅速・適切な対応、関係のある生徒からの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者等との連携等の対応を組織的に実施する役割

(7) 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組について、PDCA サイクルで検証を担う役割

(8) いじめ事案の報告（記録の集積・共有・次年度への引き継ぎ）

4 いじめの防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめとは、どういう行為を指すのかを理解させる。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底する。規範意識や集団生活での在り方などを、特別活動や人権教育を通して学習する。

(2) 生徒理解を深め、日頃の関わりの中で教員と生徒の信頼関係を高める。

(3) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校を目指す。

チャイム前に着席する習慣

授業中の正しい姿勢の徹底

発表の仕方や聞き方の指導

(4) 居場所づくり

授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける場所をつくりだす。

わかる授業、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

授業や行事の中ですべての生徒が活躍できる場面をつくりだし（絆づくり）のための場づくり）、自己有

用感を高める。

(5) 絆づくり、仲間づくり（アサーション）

多くの生徒がいじめ加害を行った体験があるという事実に立ち、遠足、球技大会、清流祭（文化祭）、ボランティア活動などを通して、生徒一人一人が「いじめは絶対に許されない」と理解することを促す「絆づくり」の発想に立ち、取り組む。

(6) 人権教育等の充実

他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

5 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない手立て等）

問題兆候の把握等（小さなサインを見逃さない）

(1) 情報収集（生徒の些細な変化に気付く）、実態把握

教職員の気づき（観察）

相談室、保健室からの情報

担任による個人面談、学級日誌の活用

いじめアンケートの実施（学期ごとに）

保護者等、外部からの情報（保護者懇談も含む）

(2) 気付いた情報を確実に共有する

（学年会、生徒支援委員会、職員会議、その他必要に応じて緊急に招集する会議）

気になる変化が見られたら、5W1Hをメモし、職員が共有できるようにする。ただし、個人情報の取扱いには充分気をつける。

(3) 教育相談体制の充実

生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

スクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。

6 いじめへの対処（発見したいじめに対する対処）

(1) 迅速に事実確認をし、「被害」生徒の対応を行う。

(2) いじめ問題対策チームが、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

(3) いじめであると判断したら、スクールカウンセラーなどの協力を仰ぎながら、情報共有の上個別事案対応班を組織し取り組む。

〈 被害生徒のケア 〉

ア いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。

イ 決して一人で悩まずに、友人や保護者等、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。

ウ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

エ いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。

- オ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- カ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者等と相談しながら弾力的に対応する。

〈 加害生徒への指導 〉

- ア 頭ごなしに叱るのではなく、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- イ 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ウ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- エ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたうえで指導に当たる。
- オ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- カ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- キ いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者等と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ク 保護者等に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ケ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

〈 観衆・傍観生徒への指導 〉

- ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

〈 保護者等への連絡 〉

- ア いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者等に伝える。
- イ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者等と連携を図る。
(誰が、誰にいつまでに何をするのか。すぐ行うべきことなど)

7 インターネット上のいじめへの対応

日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を行う。

(1) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ア 早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- イ 生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ウ インターネットの利用に関する親子のルールづくりや生徒同士のルールづくりを推進する。
- エ 保護者等は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(2) 「ネットいじめ」の対応について

- ア 「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者等や関係機関との連携が重要である。
- イ インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ウ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- エ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 重大事態への対処

重大事態とは、「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」である。

〈 重大事態の報告 〉

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて知事に事態発生について報告する。

〈 重大事態の調査 〉

県教育委員会の指導・助言のもと、速やかに県立学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

※注1

「いじめ防止対策推進法」第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

○主な相談機関の案内

機関名	電話番号	受付曜日・時間
・24時間子供SOSいじめ相談テレホン（石川県教育委員会）	076-298-1699	24時間
・石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
・石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
・石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
・石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45
・「子どもの人権110番」（金沢地方法務局）	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
・小立野青少年相談室（金沢少年鑑別所内）	076-222-4542	月～金 9:00～17:00
・いじめ110番（石川県警少年サポートセンター）	0120-617-867	24時間
・加賀市教育支援相談室	0761-73-0118	月～金 9:00～17:00
・加賀市青少年こころの電話	0761-73-0117	月～金 9:00～18:00
・白山市教育センター（教育相談）	076-275-7566	月～金 8:30～17:00
・野々市市子ども相談ダイヤル	076-246-7830	月～金 9:00～17:00
・野々市市教育センター（ふれあい相談）	076-248-8456	月～金 9:00～17:00
・金沢市教育プラザ（いじめ電話相談）	076-243-1019	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
・内灘町こども教育電話相談	076-286-5481	月～金 13:00～16:00
・羽咋市子どもと保護者の相談電話	0767-22-6914	月～金 9:15～16:45